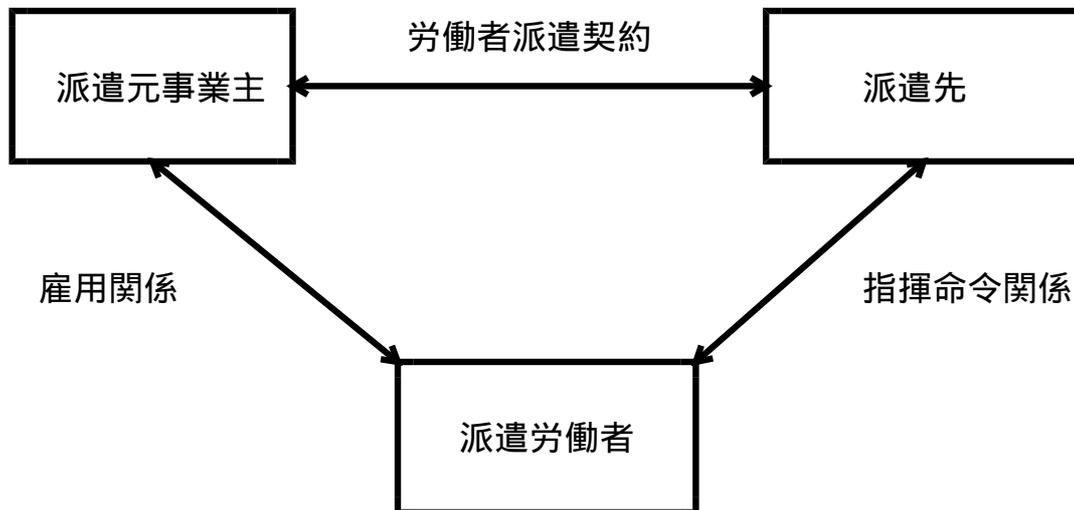


## 労働者派遣と雇用率の適用について

労働者派遣とは

労働者派遣契約（ ）に基づいて、自己（派遣元事業主）の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人（派遣先）の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること



労働者派遣契約・・・派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務の内容、派遣就業の場所、労働者派遣の期間等の一定事項を定めるもの。

労働派遣者事業について

特定労働者派遣事業（届出制）

常用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業。

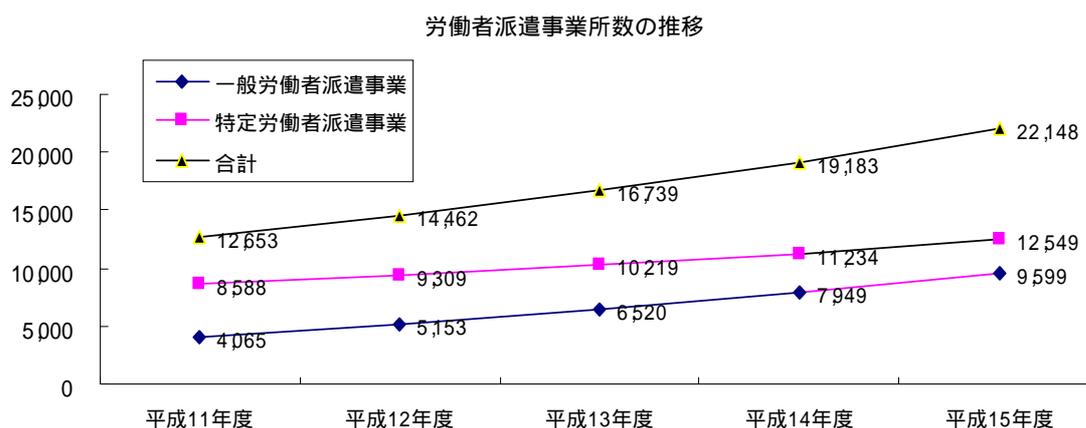
一般労働者派遣事業（許可制）

以外の労働者派遣事業。例えば、登録型の労働者派遣事業や臨時・日雇の労働者を派遣する労働者派遣事業。

## 労働者派遣と障害者雇用率の適用

- ・ 障害者雇用促進法は、常用雇用労働者を雇用する事業主に雇用義務を課している。
- ・ 労働者派遣の場合（派遣労働者が常用雇用労働者である場合に限る）、雇用契約は派遣元事業主と派遣労働者との間で締結される。
- ・ このため、派遣労働者は、派遣元事業主の雇用する常用雇用労働者として、当該派遣元事業主の雇用義務障害者数の算定基礎に算入される。
- ・ また、障害者である派遣労働者は、派遣元事業主の雇用障害者として当該派遣元事業主の実雇用率に算定される。

（ 参 考 ）



（注1）一般労働者派遣事業の件数は、各年度末までの許可事業所数（過去3年間）及び許可更新事業所（過去5年間）の累計である。

（注2）各年度1月末日までに廃止届を受理した事業所をのぞく。